

# 令和7年度事業計画書(案)

## 第1章 はじめに

少子高齢化や核家族化の急速な進行に伴い、地域住民の社会的つながりの希薄化、一人暮らしや認知症高齢者の増加など、高齢者、障がい者、子育て世代をはじめ、地域住民が抱える福祉課題は益々複雑・多様化してきています。このような中で、今後も地域福祉を推進していくためには、複雑化した生活課題を様々な分野の組織が協働関係を構築して解決していくことが必要とされております。その中でも、中核的役割を担っている社会福祉協議会といたしましては、引き続き、地域支え合いの仕組づくりを進めるとともに、地域住民が自らの意思で地域福祉活動に参加できるような、住民と一体となった取り組みを、より一層促進するため第2期地域福祉活動計画を推進してまいります。

また、地域福祉を推進する団体としての使命を達成するために、組織体制や財政基盤の強化と今後の事業発展の中期的な目標・方針を明確にし、安定的かつ持続可能な財政基盤の確立に向け、第3期発展強化計画を推し進めてまいります。

介護事業においては、社会のニーズや運営形態を詳細に検証しながら効率的運営や抜本的対策により、社会福祉協議会の果たすべき役割を見極め、経営改善計画に沿って安定した経営に努めてまいります。

財政状況においては、会費や寄付金、共同募金の配分金等の収入が減少傾向にあることや、福祉センターの老朽化による修繕費の増加など、厳しい経営状況が続いていることから、更なる業務の効率化やコスト削減を進め安定的な自主財源の確保のため、新たに策定した令和7年度からの経営改善計画に沿って、引き続き、各事業の見直しを行いながら経営の健全化を図り、より安定した法人運営に努めてまいります。

## 第2章 事業推進方針

当会の基本理念である「支え合い 共に生きる 住みよい地域づくり」の推進に向け、次の3点を重点事項に掲げ、地域福祉のさらなる向上と充実を図り、住み慣れたところで誰もが安全で安心して幸せに暮らせる地域づくりを目指します。

- |       |                     |
|-------|---------------------|
| 重点事項1 | 地域コミュニティ活動の充実       |
| 重点事項2 | 第3期発展強化計画の推進        |
| 重点事項3 | 福祉サービス事業の推進及び経営の健全化 |

## 第3章 事業推進項目

### 1 地域福祉の推進

第2期地域福祉活動計画に基づき、多様化・複雑化する地域生活課題の解決に向け、行政と連携しながら、地域住民・ボランティア・福祉団体等との協働のもと、住民主体の福祉活動の取り組みを進め、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながる地域共生社会の実現を目指します。

また、昨今から続く物価高騰等の影響により、生活困窮者からの相談が増加するなか、自立支援機関等と連携しながら、食料等の現物給付や必要な生活資金の貸付など制度の狭間にある生活課題への対応を行うとともに、就職を希望し、現に生活困窮している方のために、地域資源を活かしながら就労体験の機会を提供する事業を検討し、生活困窮者の生活安定・自立に向けた支援に努めます。

さらに、地域福祉事業の長期的かつ効果的な実施に向け、法人経営検討委員会において引き続き事業の見直しを図りながら、各関係機関と協議を行い、地域の実情に応じた事業展開を進めていきます。

#### (1) 包括的な相談支援体制の強化

市民が抱える困りごとの身近な相談窓口である、民生委員児童委員との連携を一層深めるとともに、当会が行う様々な相談機能で潜在する困りごとやニーズ等を積極的に把握し、複雑化・複合化した課題については、各支援機関や行政等と連携しながら、包括的な相談支援の充実に努めます。

##### ① 各関係機関等との連携強化

あらゆる生活相談に対応するため、各関係機関、行政等と連携強化を図ります。

##### ② 民生委員児童委員との連携

地域住民の身近な相談相手である、民生委員児童委員との連携をより一層深め、地域における相談支援の促進を図ります。

##### ③ 事業部門相互の連携と相談支援の充実

社協の特性を生かし、制度・事業・分野を問わず多様な生活課題に対応するため、社協内の事業部門相互の連携を強化し、相談支援の充実に努めます。

##### ④ 定期的なニーズ調査

事業や講座の参加者、福祉活動者などにアンケート調査を実施し、ニーズに即した事業展開を進めるとともに、講座内容の充実に努めます。

#### (2) 生活に困りごとを抱える方への支援

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等を対象に、民生委員児童委員等と連携し、必要な資金の貸付と相談支援を行い、世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進に努めます。

また、借受人を含む生活困窮者が抱える困りごとの早期発見と解決に向け、行政をはじめ、岩見沢市生活サポートセンターりんく等と連携しながら、必要な支援に

繋げて、生活の安定・自立に向けた支援に努めます。

① **生活福祉資金貸付事業（北海道社会福祉協議会受託事業）**

公的な貸付を受けることができない、低所得者や障がい者、高齢者の世帯に対し、生活の安定を図るため、資金の貸付を行います。

また、北海道社会福祉協議会と連携し、滞納世帯の調査・指導及び特例貸付借受人に対する、償還猶予や償還免除等の債権管理業務を行います。

② **特別生活資金貸付事業（北海道社会福祉協議会受託事業）**

冬期間も安心して生活するために、燃料費等の貸付を行います。

③ **愛情銀行緊急生活費交付事業**

緊急かつ一時的に生活の維持が困難になった世帯に対し、生活の安定と福祉の向上を図るため、当会独自の交付（貸付）支援を行います。

④ **安心サポート事業（北海道社会福祉協議会が行う地域公益活動に参画）**

生活困窮者の自立に繋げていくことを目的に、相談支援による各種制度へのつながりや、制度の狭間となっている緊急性の高いケースについては、食材や光熱水費等の経済的な現物支給を行います。

また、就職を希望し、現に生活困窮している方のために、就労体験の機会を提供し、就職活動のための経済的支援を行なう等、対象者の就労意欲の喚起を目的とした就労体験応援事業について検討・実施します。

⑤ **法外援護事業**

生活保護申請から決定までの生活つなぎ資金の貸付及び金銭不所持者等の送還旅費を岩見沢市福祉事務所を通じて交付します。

### （３）権利擁護支援の推進

高齢や障がい等により判断能力に課題が生じ、生活上の様々な課題を抱える方々が、自己の権利が守られ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民の生活や財産などに関する相談に応じるとともに、日常生活自立支援事業と成年後見制度の利用支援を一体的に実施し、支援を必要とする人の生活状況や判断能力に応じた切れ目のない包括的かつ継続的な支援を展開します。

また、関係機関、専門職、家庭裁判所等との連携を密にし、地域における権利擁護支援体制の強化を図ります。

① **日常生活自立支援事業（北海道社会福祉協議会受託事業）**

判断能力が不十分で日常生活に不安のある高齢者や障がい者等に対して、地域で自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等を支援します。

また、生活支援員の確保に取り組むとともに、資質や支援能力の向上を図るための研修会を開催します。

② **成年後見支援センター事業（岩見沢市受託事業）**

権利擁護全般に関する相談支援を行うとともに、成年後見制度が必要な方が適切に制度利用できるよう支援します。

市民後見人の活動支援として法人後見事業を実施し、市民後見人（法人後見支援員）とともに、支援を必要とする方に寄り添った身上保護及び財産管理の支援を行います。

成年後見制度の普及啓発として、市民向け講演会や町内会等への出前講座を実施するとともに、市民後見人養成講座を開催し、担い手の確保を図ります。

市民後見人の資質や支援能力の向上を図るため、研修会を定期的に行い、自主活動グループ「岩見沢市民後見人の会」の活動や運営を支援します。

#### **（４）災害時における被災者支援体制の強化**

災害時に迅速かつ適切な被災者の生活復旧を支援するため、岩見沢市や北海道社会福祉協議会、関係機関、ボランティア等と連携し、災害ボランティアセンターの円滑な実施に向けた体制の強化・構築を図ります。

##### **① 災害ボランティアセンター運営体制の強化**

災害ボランティアセンターを迅速かつ円滑に立ち上げるため、平時から設置・運営訓練を行うとともに、多様な主体（災害支援ボランティア団体等）との連携・協働体制の構築に努めます。

##### **② 災害ボランティア研修会の開催**

住民への防災・減災意識を啓発し、災害時のボランティア活動や災害ボランティアセンターの運営支援を行う人材養成を目的に研修会を開催します。

#### **（５）町会・福祉団体等への活動支援**

地域福祉活動の重要な担い手である、町会・自治会関係者が安心して活動できるよう町会連合会へ活動費助成を行うとともに、障がい者等の福祉団体へ活動費助成を行い、団体の使命や特徴を活かした活動を支援し社会参加の促進に努めます。

##### **① 地域福祉実施事業への支援**

岩見沢市町会連合会が実施している地域福祉活動の充実を図るため、活動費助成を行います。

##### **② 障がい当事者等の社会参加促進支援**

障がい当事者や障がい者家族会など、当事者の自助・自立及び社会参加の促進を図るため、活動費助成を行います。

##### **③ 高齢者趣味と教養・健康増進支援事業**

岩見沢市老人クラブ連合会が主催する各種事業に対して助成を行い、高齢者が個々の技能や趣味を活かした社会参加活動を通じて、仲間づくりや生きがいの場づくりができるよう支援します。

#### **（６）福祉教育の推進**

次世代を担う子どもたちの福祉・ボランティアに対する関心と理解を深めるため、学校や教育委員会、福祉関係者と連携を図りながら、様々な福祉体験やボランティア活動などの福祉教育の取り組みを推進します。

**① 学童・生徒のボランティア活動普及事業**

学童・生徒の社会福祉への関心と理解を深め、実践活動によりボランティアの心と社会連携の精神を育むことを目的に、各学校における福祉教育のボランティア活動を支援します。

**② サマーボランティア体験研修会（旧：児童・生徒ボランティア体験研修会）の開催**

児童・生徒を対象に、福祉やボランティア活動の理解を深めることを目的に、様々な体験研修会を夏休み期間に開催します。

**③ 指定地域福祉教育セミナーの開催**

福祉教育に関する今後の在り方などについて研修・協議を行い、学校における福祉教育の充実を図ることを目的に、教育関係者向けのセミナーを開催します。

**④ 地域福祉教育推進事業**

地域や学校からの福祉学習の協力要請に応じ、障がい当事者及びボランティアを講師として派遣し、効果的な福祉学習を行うことで、障がいやボランティアに対する理解を深めるとともにノーマライゼーション理念の普及に努めます。

**（７）地域福祉への理解促進**

地域福祉に関する懇談会やセミナーなどにより、市民の地域福祉及び共生社会への理解と関心を図り、地域住民の主体的な取り組みへの意識向上や地域福祉活動への参加促進に努めます。

**① 地域福祉懇談会の開催**

地域に出向いて懇談会を開催し、情報提供や情報交換を行い、地域に潜在化するニーズの把握に努め、課題解決に向けた情報提供や事業展開につなげます。

**② 地域福祉活動推進セミナーの開催**

地域を取り巻く生活課題・福祉課題の現状や課題解決に向けた取り組みについて理解を深めるとともに、地域住民同士のつながりや支え合い活動の推進を目的に開催します。

**③ 地域福祉出前講座**

町会・自治会をはじめとする福祉団体等からの要望に沿って、当会職員等が講師となり講座を開催し、社協事業及び地域福祉に対する理解促進を図ります。

**④ 社会福祉功労者表彰の実施及び推薦**

**ア 社会福祉功労者表彰**

地域福祉活動及びボランティア活動に永年にわたり功労のあった個人・団体や、当会に多額の寄付をされた方及び市内の社会福祉法人・施設において永年にわたり勤務している方に対して、その功績を讃え、功労者表彰を実施します。

**イ 他団体等が実施する表彰への推薦**

活動を通じて社会福祉の増進に寄与している社会福祉関係者及び団体を、その功績に基づき岩見沢市福祉活動功労者表彰をはじめ、北海道社会福祉協議会会長表彰・全国社会福祉協議会会長表彰・北海道知事表彰などへ推薦を行います。

## **(8) 地域コミュニティ活動の充実【重点】**

身近な地域でのつながりや絆を深め、さまざまな世代の人々が、互いに役割や関わりを持ち、地域住民が主体となった支え合い活動や多世代交流の場づくりの支援を行い、地域社会からの孤立を防ぐとともに、関係機関や団体等と連携・協働しながら、地域全体で高齢者等の生活を支える体制づくりを進めていきます。

### **① 小地域福祉ネットワーク活動事業**

地域住民による見守りや安否確認及び身の世話など、地域における支え合い活動を支援します。

### **② 地域ふれあいサロン事業**

高齢者や障がい者、子育て中の親子など、外出機会の少ない方々の閉じこもり予防や仲間づくり、生活課題の把握等を目的に、世代を超えた誰もが参加できる地域交流活動の普及に努めます。

#### **ア 地域ふれあいサロン活動支援**

サロン立ち上げに必要な費用及び当面の運営費に対する助成を行い、地域住民が主体となって活動・運営することができるよう支援します。

#### **イ 出張ふれあいサロンの開催**

ふれあいサロン未設置地区へ社協職員が出向き、サロン活動の取組を実際に体験してもらい、サロン活動の効果や必要性を理解し深めてもらうことで、新規ふれあいサロンの設立を推進します。

#### **ウ サロン活動者研修交流会の開催**

サロン活動に関する講話や演習、情報交換などを通して、サロン活動内容の充実と実践者同士のネットワークの構築を図ります。

### **③ 生活支援体制整備事業**

地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう、生活支援体制整備事業ワーキンググループ（地域包括・社協職員）において、地域の支え合いを広め、地域全体で高齢者の生活を支える地域づくりに協力するとともに、生活支援コーディネーターの受託について検討を進めていきます。

### **④ 町会等除雪ボランティア支援事業**

自力で除雪が困難な高齢者や障がい者等の日常生活の安全確保のため、地域のボランティアによる除雪活動に対して活動費の支援を行います。

### **⑤ レクリエーション用具貸出事業**

町会・自治会、ボランティア団体、地域ふれあいサロン等、地域福祉の向上に取り組む団体に対し、レクリエーション用具を貸出し地域交流の促進を図ります。

## **(9) ボランティア活動の普及**

ボランティア活動に関する情報の収集と発信、ボランティア相談に対するコーディネートなど、各種研修事業への参加や関係機関・団体と連携を図り、ボランティア活動の普及に努めます。

また、ボランティア活動の担い手不足が進むなか、各種ボランティア養成講座などを通して、福祉の関心と理解を深め、地域福祉活動やボランティア活動を担う市民の育成・確保を進めます。

① **ボランティアセンター運営事業**

ボランティア活動に関する相談、コーディネート、啓発、情報提供等を行い、ボランティア活動の推進を図ります。

また、ボランティアセンターの適正かつ円滑な運営を行うため、運営委員会・運営部会を開催し、各関係機関等との連携を図り、ボランティアセンター機能の充実に努めます。

② **広報紙「おもあい」の発行**

ボランティア活動に関する市民の理解と関心を深めるため、ボランティア活動の紹介や活動状況について情報発信を行い、ボランティア活動への参加促進を図ります。

③ **ボランティアの活動支援事業**

ボランティア活動保険料の助成及びボランティア団体への活動費支援、ボランティアに関する情報提供等を行い、活動の促進を図ります。

④ **各種研修事業への参加促進**

全道及び空知地区で開催される、ボランティア活動に関する研修会や交流会に積極的に参加できるよう費用の一部を支援し、ボランティアによる研究討議や交流などを通じて、ボランティア活動の推進を図ります。

⑤ **各種ボランティア養成講座の開催**

ボランティア活動に興味のある方を対象とした体験講座や専門分野のボランティアを養成する講座等を開催し、ボランティア活動のきっかけづくりを行い、新たなボランティア人材の発掘と育成に努めます。

【主な講座】

- ・ボランティア体験講座
- ・手話奉仕員養成講座（入門編・基礎編）
- ・視覚障がい者支援講習会「点訳ボランティア講座」
- ・精神保健ボランティア講座
- ・傾聴ボランティア講座

⑥ **ボランティア活動者研修会・交流会の開催**

ボランティアセンター登録団体及び個人活動者のスキルアップを目的とした研修会を開催するほか、活動者同士による情報交換、交流を通して、ボランティア活動者のネットワークづくりを進めます。

⑦ **除雪ボランティア派遣事業**

自力での除雪が困難で、かつ家族や親類等からの協力が得られない要援護者世帯にボランティアを派遣し、除雪支援を行います

⑧ **有償ボランティア事業の検討**

公的サービスで対応できない日常生活のちょっとした困りごとを、地域住民同

士の支え合いで補う仕組みづくりを進めると同時に、新たなニーズに適したボランティア人材を発掘して、地域住民による有償ボランティア事業についても検討します。

## **(10) 第2期地域福祉活動計画の進行管理**

地域福祉活動計画の進行管理については、PDCAサイクルを活用し、各事業の効果や改善点を明らかにし、次年度以降の取組に反映させます。

また、事業評価は毎年度実施し、必要に応じて事業の見直し等に取り組めます。

## **(11) 共同募金運動への協力**

共同募金は、地域福祉事業や市内の福祉施設、福祉団体など、様々な活動や運営を支える貴重な財源として活用されていることから、今後とも岩見沢市共同募金委員会事務局として北海道共同募金会と連携しながら「自分の町を良くするしくみ」である共同募金運動の推進に取り組みます。

## **(12) 行政や関係機関・団体との連携**

地域における多様な生活課題や福祉ニーズに応えるため、行政や関係機関等と積極的に意見交換や情報の共有を行い、より一層連携を図り、地域福祉の推進に取り組めます。

# **2 運営基盤の強化と財源確保**

会費や寄付金、共同募金の配分金が減少傾向をたどっており、事業運営においても財源不足が生じているため、更なる業務の効率化やコスト削減を行うとともに、安定的な自主財源の確保に向け商工会議所等の協力や広報紙等を効果的に活用して、社協の活動への理解を深め会員の拡大を図ります。

また、経営改善計画に沿って業務全般にわたっての総合的な見直しを引き続き行うとともに、一層の組織体制の強化と今後の事業展開の中期的な目標・方針を明確にし、安定的かつ持続可能な財政基盤の確立に向け、第3期発展強化計画の推進に取り組めます。

## **(1) 第3期発展強化計画の推進【重点】**

本会を取り巻く社会状況や求められる役割などの様々な変化に対応し、地域福祉を推進する団体としての使命を達成するために、組織体制や財政基盤の強化と今後の事業展開の中期的な目標・方針を明確にし、安定的に活動が継続できる様に第3期発展強化計画を推進します。

## **(2) 社会福祉協議会を取りまく動向等の調査、検討**

北海道社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会との連携を深め、社会福祉協議会を取りまく動向や新たな制度、先駆的な活動及び時事に応じた課題等について積極



的に情報を収集し、その情報を踏まえ、本会が具体的に取る方策について検討していきます。

#### ① 福祉情勢の把握

北海道社会福祉協議会や北海道社協職員連絡協議会などが主催する講習会や研修会へ役員・職員が積極的に参加し、福祉情勢の把握に努めます。

#### ② 地域課題の把握と他社会福祉協議会との連携

空知管内社会福祉協議会連絡協議会をはじめ、管外を含めた会議、研修などの機会を通じて、地域課題の把握と他社会福祉協議会との連携強化に努めます。

### (3) 人材の育成

職員が各自の職務を的確に遂行できるよう、意識改革と資質向上を図ります。

また、業務に必要な専門知識と幅広い視野を持ち、諸課題へ対応する意欲と能力を高めながら主体的に実践する人材を育成します。

さらに、退職により減少する職員の補充を新規採用も含め計画的に行っていきます。

#### ① 職階に応じた研修の実施

オンライン研修や参集型研修などの外部研修への参加を促進するとともに、北海道社会福祉協議会が開催する役職や経験年数などに応じた、福祉専門職のためのキャリアアップ研修を計画的に受講し、職員の資質向上に努めます。

#### ② 各種研修会・講習会等への参加

職務に必要な知識・技能を習得するため、オンライン型やハイブリッド形式を活用した各種研修会・講習会にも積極的に参加します。

#### ③ 職場研修の実施

各課内で職場研修を実施し、日常業務の見直しを行うとともに、個人や職種に求められる知識及びスキルの習得に努め、職員の資質向上を図ります。

### (4) 財源確保への取り組み

社会福祉協議会に寄せられる会費や寄付金等が、地域団体等への助成や社協の活動財源として地域福祉の推進に大きな役割を果たしているものの、これらの財源が減少傾向にあることから、社会福祉協議会の活動について広報紙、ホームページ、パンフレット、イメージキャラクターを活用した効果的な広報活動を行うとともに、商工会議所や商工会等の協力も得ながら会員拡大を図り、貴重な財源の確保に努めます。

#### ① 社協会員加入の促進

社会福祉協議会の活動に対する理解者を増やすとともに、自主財源を確保するため、賛助会員、特別会員、企業会員の募集を積極的に行います。

|        |               |    |         |
|--------|---------------|----|---------|
| ・ 賛助会費 | (個人で賛同された方)   | 1口 | 1,000円  |
| ・ 特別会費 | (法人・事業所・団体など) | 1口 | 5,000円  |
| ・ 企業会費 | (株式会社・有限会社など) | 1口 | 10,000円 |

## ② 共同募金活動の効果的な展開

岩見沢市共同募金委員会と連携を図り、共同募金の使命・使いみちを市民に分かりやすく明確に伝える広報活動の充実を図るとともに、企業・法人等の新規協力先の開拓、新たな募金方法の検討・実施を行い、地域福祉を支える安定した財源の確保に努めます。

## 3 社会福祉協議会の活動への理解促進

### (1) 広報活動の充実

社会福祉協議会及び地域福祉への関心と理解がより深まるよう、社協だよりやホームページ、社協の入会案内などを載せたパンフレットやイメージキャラクター等を活用した広報活動を充実させます。

#### ① 広報紙「社協だより」の発行

社会福祉協議会の広報紙「社協だより」を年3回発行し、市民に社協の活動内容を理解し興味を持ってもらえるような紙面づくりを行います。

#### ② ホームページを活用した情報発信

各種事業の取り組みや講座開催の情報など、タイムリーな情報提供を行います。

#### ③ イメージキャラクター「ざわタマ」の活用

社協の事業に対し、子どもから高齢者まで幅広い世代に興味・関心を持ってもらうとともに、社会福祉協議会のイメージアップのため、社協だより、ホームページはもとより、キャラクターグッズ等を作成し主催セミナーや各種行事、講座参加者へ配布するなど、広報活動において効果的に活用します。

## 4 日常生活用具の助成・物品貸出事業

### (1) 日常生活用具の助成

愛情銀行の財源を活用した日常生活用具（歩行杖・アイスピック）を廉価で交付します。

### (2) 物品貸出事業

一時的に車椅子が必要な方や福祉教育等に車椅子の貸出を行うとともに、地域のコミュニティ活動や福祉施設におけるイベント等に行事用テントやレクリエーション用具を貸出します。

## 5 施設の適正な管理運営

岩見沢広域総合福祉センターや、引き続き令和6年度から5年間、岩見沢市の指定管理者として管理・運営を行っている「岩見沢市高齢者福祉センターふれあい」について、公共施設としての設置目的を踏まえながら、安全で適正な管理運営に努めます。

## 6 福祉サービス事業の推進及び経営の健全化【重点】

令和6年度から居宅介護支援と訪問介護の2事業所で運営していますが、引き続き、今後5か年による経営改善計画に沿った事業運営の推進及びサービス管理体制の強化、

業務のスリム化など、費用対効果等を捉え、加算の取得や適正な人員配置等、運営形態を詳細に分析して、それに基づいた効率的運営と経営の安定と健全化を目指します。

各サービス事業においては、利用者のニーズに沿ったサービスの提供と法令遵守による適正な運営を行うとともに、事業運営に必要な職員数の確保を行うことで、充実した福祉サービスを継続的に提供して高齢者や障がい者の在宅生活を支援します。

また、業務継続（BCP）計画に基づき、感染症や非常災害発生時においても、利用者に対するサービスの提供が継続的に実施できるよう必要な措置を講じていきます。

## （１）居宅介護支援事業

利用者及び家族等の相談に耳を傾け、介護サービスの説明やサービス利用の調整を行い、可能な限り住み慣れた自宅での生活を続けられるように支援を行います。

医療機関や地域包括支援センターと積極的に連携して事業のPRを継続していくことと、各居宅サービス事業所及び地域から信頼され選ばれる事業所を目指し、当会の介護サービス事業全体の利用者や収入の増加に繋がります。

### ① 介護サービスの調整

利用者個々の生活状況や課題を把握し、本人のニーズに沿った適切な居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護サービスの調整を行います。

### ② 在宅生活継続への支援

地域包括支援センター、医療機関、サービス事業所等と連携を図りながら、利用者が可能な限り在宅生活を継続できるように支援を行います。

### ③ 虐待ケースへの対応

虐待が疑われるケースは、利用者の人権・尊厳が守られるよう関係機関と連携を図りながら対応します。

### ④ 研修による職員の資質向上

多様化・複雑化する課題に対応するため、ヤングケアラー、障がい者、生活困窮者、難病患者等の他制度に関する知識等に関する事例検討会や研修、地域包括支援センター等が主催する研修や他法人との合同事例検討会に積極的に参加します。

### ⑤ 各介護事業所及び医療機関等との連携強化の促進

事務の効率化や経費削減を図るため、国が推進する「ケアプランデータ連携システム」に係る、普及率及び導入コストや費用対効果等を併せて検討するとともに、市内の事業所や医療機関等と情報共有し、法制化等の場合にも対応できるよう準備を進めます。

## （２）訪問介護事業

利用者の人権や自己選択・自己決定を尊重しながら、生活環境や心身状況などを把握し、自立した日常生活が継続できるよう、適切な介護サービスの提供を行うとともに、介護保険サービスや障がい福祉サービスでは対応できない事例については、保険外サービスを適用する事により、利用者ニーズに合ったサービス提供に努めます。

また、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、居宅サービス事業所等との綿密な連携、情報共有を図ります。

さらに、職員の資質向上を図るため、オンライン研修や内部研修に積極的に取り組むことで質の高いサービス提供を行いながら、社会問題となっているカスタマーハラスメントに対して適切に対処できる仕組みの構築について更に話し合い、利用者・職員共に安全・安心な事業所を目指します。

### ① 訪問介護事業

ア サービス提供責任者の定期的な訪問やホームヘルパーの支援により、利用者や家族等の要望を的確に捉え、各関係機関と連携を図りながらサービスを提供するとともに、提供するサービスが質の高い評価を得られるようにその向上を図ります。

イ 収入の増加を図り経営を安定させるために、新規に取得できる加算や算定基準を見直すことで取得可能なものは速やかに申請する事、また、パートヘルパーの増員が不可欠なことから、ヘルパーに必要な介護職員初任者研修の受講費用を一部補助する制度を継続し介護職員の人材確保に努めます。

### ② 介護予防・日常生活支援総合事業

利用者の自立の可能性を引き出し、共に掃除・買い物・調理等を行い、生活意欲を高めながら、介護状態にならないようにサービス提供し在宅での生活が続けられるよう支援します。

### ③ 居宅介護事業

障がいのある方々が在宅で日常生活を営むことができるよう、利用者のニーズに沿ったサービス提供を行います。

また、自ら意思決定することに困難を抱える障がいのある方々も、自己の意思を反映した日常生活や社会生活を送ることができるように、意思決定支援を尊重しサービス提供を行います。

### ④ 相談支援事業

ア 障害者総合支援法の理念に基づき、障がい者の方々が自立した日常生活を営むために必要な福祉サービスの利用ができるように、本人やご家族の依頼を受けて心身の状況や環境、利用者及びご家族の希望の把握に努め、サービス等利用計画を作成します。

居宅介護事業同様、障がい者の方々に対し、本人の意思の確認や意思及び選好を尊重し、意思決定支援を重視した利用計画を作成します。

サービスの提供が確保されるように定期的にモニタリングを行うとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。

イ 一人一人の子どもの健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、保護者とその情報共有を図れるよう信頼関係を築き、生活背景や子どもに対する思い、ニーズを把握できるよう努めます。

また、子どもの視点に合わせ、個々の考え方、意思を尊重し発達を促す療育を目的に、達成感・自己肯定感を持てるような支援を行います。

家庭との連携を密にし、各関係機関と連携を図りながら、適切な保育、医療、教育が総合的に提供されるように支援します。

### (3) 障がい児通所支援事業

岩見沢市や関係機関と連携し「通所支援事業」、「子ども発達支援センター事業」を実施し、適切な療育を行い、子どもの自己肯定感を育て健全育成に努めます。

また、引き続き感染症対策を徹底し、安全、安心な利用環境整備に努めます。

#### ① 通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）

発達に遅れや障がいのある乳幼児・児童に対し、定期的な通園を通して、日常生活に必要な能力や集団生活への適応力を促すとともに、保護者の困り事やニーズを丁寧に取り扱い、きめ細やかな療育及び発達支援を行っていきます。

少子化や事業所の増加に伴い、年々利用人数が減少していることから、令和6年と同様に1日の定員数を10名とした報酬単価と、令和6年9月から適用された処遇改善加算の算定により、安定した収支に努めます。

放課後等デイサービスについては、従来の小学1年生から小学6年生を対象とした月1回のグループ指導に加え、令和6年度からは、新たに小学1年生のみを対象としたグループ指導を週1回行っています。令和7年度からは指導対象をさらに小学3年生まで拡大することで、サービスの充実と利用者数の増加を図ります。

また、当会の特色である、保育士、理学療法士、作業療法士等の多職種スタッフによる指導内容を生かしながら、岩見沢市及び近隣市町の療育及び支援に努めます。

#### ② 子ども発達支援センター事業

三笠市、月形町の委託を受け、発達に遅れや障がいのある乳幼児・児童やその保護者が、日常的に適切な相談指導や療育を受けることができるように、各関係機関と連携し、支援に努めます。

## 7 事務局の運営

当会が事務局を担う岩見沢市共同募金委員会及び岩見沢市遺族会並びに岩見沢市老人クラブ連合会について、各会の目的に沿った適切な事業運営に努めます。